

# 京畿淨土宗寺院遺文(二)

水野 恭一郎

中井 眞孝

## 一、諸寺由緒

清淨華院(京都市上京區寺町通廣小路上ル北邊町)は、淨華院と略稱し、淨土宗の四大本山の一つである。寺傳によると、貞觀二年、清和天皇の勅願によって慈覺大師が開基した禁裏内道場にはじまり、天曆五年の火災、貞元元年の震災で諸堂が破損したが、いずれも直ちに修復したと傳える。承安五年、高倉天皇が法然上人に就いて受戒し、當院を上人に勅授されてからは、四宗兼學を改め、淨土宗になったという。しかし、『山城名勝志』が『後愚昧記』および『眞如堂緣起』を引いて述べるように、向阿是心(證賢)を事實上の

開山と考えるべきである。禮阿然空の後をうけ、向阿が都に教線を張った一條派の據點となった。伏見天皇々孫の敬法、萬里小路仲房息の宗玄、同嗣房息の等照が相つき住するに及び、大いに寺運は隆盛に向い、一宗の本寺たる地位を確立するに至った。等照は、正長二年に香衣被着を許され(第三號文書)、歿後の寛正三年に佛立惠照國師の諡號を賜わっている。『清淨華院誌要』は生前の文安三年正月十一日に國師號を賜わったとするが、これは等照上人壽像贊(第二號文書)の日付から推測したもので、『諸宗勅號記』所載勅書の寛正三年八月十二日付が正しい。その後、應仁の戰禍を蒙り、灰燼に歸したが、文明十五年再建に着手し、同

十九年に竣工した。永祿元年、三休は紫衣被着の綸旨を賜わった（第六號文書）。このころ新黒谷の金戒光明寺と本末關係について紛擾が絶えなかったが（第四〇、七、七、一〇號文書）、天正十七年に豊臣秀吉らの裁定を受けている（第一七、八號文書）。同年、淨華院から金戒光明寺に轉晋した道殘は、金戒光明寺の興隆につとめ、淨華院の羈絆を脱しようとして、後に金戒光明寺が淨華院より獨立する素地をなした。ために道殘は淨華院から「山荒の道殘」と憎悪されたというが、道殘と淨華院との微妙な關係を窺う文書が數點ある（第一六、十九、二一號文書）。天正末年の秀吉の都市計畫にしたがい土御門烏丸から現地へ移轉した。その後、寛文十一年、寶永五年、天明八年、明治二十二年と數度の祝融の災難に罹り、堂舎を焼くが、いずれも再建されている。今回の収録の文書に關して若干言及しておく、立不動尊緣起は繪卷物と詞書（第三五號文書）とが別箇の卷子になっており、繪卷物は宅間法眼筆を狩野永

納が臨摹し、後水尾天皇の勅覽の榮に浴し（第三〇號文書）、ついで入江孝治の手に渡り、淨華院に寄進されたものである（第三一號文書）。建内記拔書（第三三號文書）のうち、正長二年六月十一日條は、『大日本古記録』の刊本には見えないので、貴重な史料といえる。淨華院には緣起（由緒書）として、「本山清淨華院緣起」「清淨花院之由記」「本山清淨華院記錄」の三種があるけれども、比較的史料價値の高い後者をのみ収録した（第三四號文書）。これは主として等照に關する古記録を貞享元年に集成し、さらに元祿六年に蓮池堂なるものが筆寫したものと考えられるが、古記録を集成または筆寫する際に、原文どおりに筆録したかどうかは疑わしい。たとえば、第二號文書や第三三號文書と校合してみると、その杜撰さを露呈しているし、等照が國師號を正長二年の時點で名乗るはずがないのである。にもかかわらず、淨華院の緣起はこの文書によるしかないので、あえて収録した。なお典籍の後跋文などは今

回省略しておく。

佛陀寺（京都市上京區寺町通今出川上ル鶴山町）は、『雍州府志』によると、村上天皇の勅により念佛講を修し、朱雀上皇がこの寺で落飾されたとあり、寺傳では朱雀・村上兩帝を開基となしている。その後の沿革は不詳であるが、『應仁廣記』に應仁元年正月、畠山政長の執事・神保宗右衛門尉長誠が政長の屋形の前なる佛陀寺へ立籠るとある。『宣胤卿記』永正十五年七月十七日條には、佛陀寺は亂後に邦諫（暁堂）が開山となり、文明十年、土御門西洞院に建立とあるが、邦諫は二年前の文明八年に西山派の勅願所の繪旨を賜わっている（第一號文書）。邦諫は後土御門天皇の歸依をうけ、宮中へ阿彌陀經や往生禮讚などを講じている。永正四年、兵亂のために焼亡したが、翌年、正孝は繪旨を賜い、一條の地に再興している（第二號文書）。天正の末年、現在の地に移轉し、その後は萬治四年、天明八年の二度の大火に類焼している。

源聖寺（大阪市天王寺區下寺町一の三）は、『蓮門精舍

舊詞』に、深蓮社遠譽上人荷公が天正年中に起立したとある。「源聖寺緣起」（第一號文書）によると、かつては西成郡寺嶋にあって西岸寺と稱したが、元和年中、現地に移轉し、源聖寺と改稱したと傳える。時宗の遊行上人がその廻國中、當寺に寄留することは、本山知恩院に許可申請していることが『知恩院日鑑』にも載っており、事實であり、興味深い。なお當寺には地藏菩薩講の開講叙文があるが、本稿には収録しなかつた。

## 二、諸寺遺文

### 清淨華院文書

〔一〕 向阿上人讓狀

讓與

黒谷上人御作阿彌陀如來形像奉納厨子

右就淨華院依正傳持之次第、可相傳之狀如件、

建武三年二月廿九日

沙門向阿授玄心

(向阿)  
(花押)

利劍光明笑莫耶

一到彌陀安養界

元來是我法王家

文安三年正月十一日

內大臣正二位藤原朝臣(時房)  
(朱印)

一 大事之錄也

慶安二年

四十三代

五月十三日

良故(齋印)

〔二〕 等照上人壽像贊

淨華第廿世松林栖賢安養院之等照上人壽像贊(僧脫カ)

深松林千歲根於黑谷、刻蓮社六時漏於淨華、上正覺場

成正覺、戒珠無瑕、安心起行欲生成我國、則我國不遑

寶瓶貯八功德水、獲之釋迦、一朝國師、恩衣色以映肩

上袈裟、嘗其法乳者衆多、空群之龍種咸生渥洼、因誦

一偈曰、

讚揚難盡筭河沙

〔三〕 秀馨上人書狀

本寺任務之儀、雖不相應之子細候、應勅定三ヶ年致其沙汰候、今日以來令退院候、門中被相談、後住之儀可有奏聞候、恐々謹言、

正月八日

秀馨(花押)

寺官中

〔四〕 金戒光明寺制法

(端裏書)  
一 東堂僧信(花押) 當住僧玉(花押)

定 金戒光明寺制法之事

一、勤行不退之事、法度如前々

一、於口論之輩者、双方共可令離寺事、

一、不可令客僧居住之事、

一、不可他宿事、

一、不可令女人通夜之事、

一、從他所之引導可停止事、

一、葬禮并作善等常住之外、雖爲一人不可執行之事、

一、見物可停止之事、

一、出月忌等日中已前可歸寺事、

一、内外共可着用袈裟事、

一、於諸事可啓案内本寺事、

右件之条々、於違背之輩者、爲役者早可令注進、若

不然者、可爲同罪者也、

天文十辛丑年十月廿六日

本寺當役者  
無量壽院  
良育 (花押)

古市豐前守

陸則 (花押)

三上越前守

高盛 (花押)

〔五〕室町幕府奉行人連署奉書

當院末寺新黒谷事、前住申定法度之處、悉背之條、近

年雖致儀絶、以妙心院懇望之旨、令赦免候處、無程不

及一言案内、他門長老居置住持、然從往古閣本寺相

計之段無之旨依届之、則追出彼長老訖、所詮爲本院諸

末寺等如先々進止不可有相違之由、所被仰下也、仍執

達如件、

天文十七年十二月十五日

中伏光俊  
掃部助 (花押)  
松田盛秀  
對馬守 (花押)

淨花院雜掌

〔六〕正親町天皇繪旨

宜令着紫衣、耀宗門光華、提緇林覺藥者、依

天氣執達如件

永祿元年十月二日

右中辨 (花押)

淨華院三休上人御房

〔七〕 室町幕府奉行人連署奉書

淨華院塔頭、同諸末寺、新黒谷住持職、衆僧并灵寶出入等事、先御代任御下知之旨、爲本院彌進止不可有相違之由、所被仰下也、仍執達如件、

永祿貳年十一月十四日

〔中光榮〕  
左衛門尉 (花押)

〔諏訪晴長〕  
信濃守 (花押)

當院雜掌

〔八〕 伊勢貞孝書狀

新黒谷住持職之事、任御下知之旨、本寺被進士之勤行并興隆之儀、可爲肝要候、若衆僧之間違背在之者、可令追放之旨、可申付之候、恐々敬白、

十月廿二日

貞孝 (花押)

淨花院

侍者御中

〔九〕 伊勢貞孝書狀

新黒谷之儀、任今度御下知并寺家法度之旨、諸事堅可被申付事肝用候、尙蟻川道運可被申候、恐々謹言、

十二月廿五日

貞孝 (花押)

淨花院

侍者御中

〔一〇〕 金戒光明寺衆僧連判狀○折紙

今度制札錢・箭錢其外禮錢共ニ入申候間、各借錢之事、本寺之儀を請加連判、田地貳段書入申候、此上ハ違亂煩輩申有間敷候、

雲西上人 (花押) 道三 (花押)

眞教 (花押) 西珍 (花押)

淨玖 (花押) 道照 (花押)

善玉 (花押) 西林 (花押)

眞賢 (花押) 眞宗 (花押)

栖久 (花押) 慶胤 (花押)

西忍 (花押) 西玉 (花押)

等眞（花押） 西熏（花押）

西蓮（花押） 西德（花押）

當寺衆分一人も不相殘連判仕候、

永祿十一年

新黒谷

十一月十五日

貞運（花押）

淨花院

御役者

まいる

壽徳庵

龍泉院

御兩三人

參

〔一一〕 朝倉義景寄進狀

今度者御下向、本望之至候、仍此持蓮華、貴院自先師  
雖宗淳感得候、爲寺家末代之靈寶、令寄進候、委曲小  
泉藤左衛門尉・堀平右衛門尉可申候、恐惶謹言、

五月十五日

義景（花押）

進上

京畿淨土宗寺院遺文（二）

淨華院

〔切封ウハ書〕

朝倉

進上淨華院

義景

〔一二〕 前田玄以書狀○折紙

當寺依爲勅願所、寄宿以下可令免除之旨、叡慮之条、  
自今以後不可有別條之狀、如件、

天正十一

十二月廿日

玄以（花押）

淨花院

役者中

〔一三〕 正親町天皇綸旨

勅願所淨花院之内無量壽院事、當院塔頭無紛處、別勅  
願所申請之儀、先度無勅許之處、重而申掠段曲事之由、  
被仰出候、所詮香衣等被召返上者、綸旨悉被成奇破間、  
衆僧中不可有同座候、猶諸門徒諸末寺、國々江堅可相

觸之由者、依

人々御中

天氣執達如件、

天正七年二月廿日

右少辨 (花押)

〔一六〕 道殘上人筆聖教目錄

淨花院方丈

〔ウヘ書〕 聖教之目錄 淨華院

聖教之目錄

〔一四〕 羽柴秀吉朱印狀○折紙

拾餘抄 別紙ナリ 九卷 三卷不足

山城國田中村内五拾石事、遣之訖、全可寺納候也、

追案問答抄 十卷 全部

天正十三

(秀吉)

十一月廿一日

(朱印)

序分善見聞 一卷 全部

淨花院

定善義見聞口筆 一卷 全部

〔一五〕 前田玄以書狀○折紙

散善義見聞口筆 三卷 全部

於田中淨花院へ被遣候御朱印之通、御帳可有御引渡候、

選擇聞書 二卷 餘不足

爲其使僧被越候、恐々謹言、

深信下別紙也 一卷

民法

決答口筆 一卷

十一月廿七日

玄以 (花押)

已上三十三卷

松彌左さま

從石碕取上政是糺單、

于昞天正十六三月二日 道殘 (花押)

〔カハ書〕  
「聖教之目錄 淨華院」

黒谷へ預り申、徒ニ當院へ歸可申者也、

聖教之目錄

淨土論 一卷

同註一卷 同記 五卷

淨土宗要集 四卷 一卷不足

序分義 一卷 散善義 一卷

般舟讚 一卷 瑞應傳 一卷

定善義記 三卷 全部

散善義記 三卷 全部

序文義記 二卷 不足

法夏讚記 三卷 全部

般舟讚記 一卷

觀念法門記 二卷 全部

安樂集<sup>上下</sup> 二卷 同記 二卷

要文問答抄 四卷 全部

京畿淨土宗寺院遺文(二)

罪福因緣集 二卷 不足

本朝文粹 一卷 餘不足

楞嚴經義疏 十卷 全部  
良休寄進

已上五十卷

開山上人從石岳取上收是札也、

替地之名號 一枚起請文

此兩種我等命終後、本山へ歸可申候、

于訖天正十六三月二日 道殘(花押)

選擇全部

寄進證人 住持天應(花押)

正覺寺  
越前府中

松林院

一山役者中

參

〔一七〕 後陽成天皇女房奉書

(端裏書) 天正十七  
一仰 四十一

(今度) (淨華院) (黒谷) (關)  
こんとしやうけあんどくらたにどの申ふんの事、くわ

んはく殿へ(民部法、即)みんぶほうみん候て、おほせわけられ候て、  
くろたに、しやうけみんのまつしに、(末寺)かたくうちつき  
申候まゝ、ちやうらうのほられ候て、(庄)くろたにのちう  
寺(持)にすわれられ候へど、さうく申くたされ候へく候、

(切封)

までのこうち

左大辨相將とのへ

〔二八〕 萬里小路充房書狀

當院與新黒谷申分之儀、以民部卿法印、關白殿被遂御  
糺明之處、既淨花院理運無紛上者、新黒谷之事、如先  
々可爲當院之末寺候由候、然者急度有上落、新黒谷住  
持職等堅可被申付旨、被仰出候、恐々謹言、

(天正十七年)

四月十一日

(方里小路)

充房 (花押)

淨華院道殘上人御房

〔二九〕 道殘上人置文 ○折紙

此御奉書者、天(正)拾七年之春、淨花院新黒谷と本末相  
論之御(公文)事之時、民部法(前田玄以)印於相國寺三月二日兩度之裁  
許、重而於聚樂外月十日ニ被遂對決、淨花院理運依無  
紛、彼地入院之旨被仰出御奉書也、則五月八日ニ令人  
院、然者黒谷之寺家大破に付而、方丈致上葺、改古今  
之(目力)条々法度式申定者也、爲後證、淨花院ニ納  
之畢、

前淨花院

天正拾七

當住金戒光明寺

六月十五日

道殘 (花押)

〔三〇〕 金戒光明寺道殘上人書狀

當寺香衣參内之儀、爲御繪旨料米拾石貴院江相渡可申  
候、則御繪旨御奉書御調可給候、當寺住持職之儀者、

可致相談候、左様候者、御繪旨之あて所之儀、可爲如

申定候、右之趣衆中以談合如此候、仍如件、

爲香錢百疋、松林院へ五拾疋たるへく候、

天正十七年

金戒光明寺住

九月十九日

道殘 (花押)

淨花院

役者中

善慶 (花押) 傳顯 (花押) 春喜 (花押)

淨花院

衆中

〔二一〕 金戒光明寺衆僧連署書狀

當寺香衣參内之事、當住道殘和尚御定付而、從貴院御馳走可有之由候、然者御繪旨料として米拾石貴院へ相渡可申候、左様候者、御繪旨并御奉書御調候而可給候、御傳奏者可爲万里小路殿様候、此上者向後之儀別而申談、少如在存間敷候、爲其如斯候、仍如件、

松林院爲馳走五十疋可進候、

天正拾八年

卯月八日

精玉 (花押)

順貞 (花押) 西林 (花押)

祖翁 (花押) 玉翁 (花押) 洞眞 (花押)

慶讚 (花押) 春諦 (花押) 栖賢 (花押)

〔二二〕 万里小路充房書狀

今度者泰童參内之儀、相調珍重候、以來も從黒谷參内候者、如恒例自當院可有同道候、此由寺家へも可被申事專要候、恐々謹言、

九月十八日

充房

〔切封ノ書〕  
〔松林院西堂〕

御房 充房

〔二三〕 万里小路充房書狀 ○折紙

黒谷門徒安養院、御繪旨女房奉書相調進之候、黒谷へ可有御届候也、

九月廿六日

充房

松林院

御房

〔二四〕 萬里小路充房書狀

以上

黑谷門徒淨樂寺、御繪旨女房奉書相調進之候、黑谷江可有御届候也、

九月廿七日

充房

松林院

御房

〔二五〕 後陽成天皇繪旨

越前國府中正覺寺存雄長老、奉書申掠、背本寺依惡事、香衣召上、繪旨被成寄破之間、<sup>(毀)</sup>諸末寺僧、不可致同座、堅諸國可相觸之由者、依

天氣執達如件、

慶長七年九月廿五日

右中辨 (花押)

淨花院

方丈

〔二六〕 烏丸光廣書狀

尙々、爲見候哥仙三十六枚共ニ定家卿之正筆、本飛州今度之奉行ニ候、此旨相心得可申入候、先返辨申候、

御札過分存候、先刻者首尾能御目見相濟、忝存候、隨而宿所之儀、任來意、玄蕃殿次第に可仕候、御年寄衆も其定御座候由承届候、猶以參樣可申入候、恐々謹言、

正月廿五日

光廣

〔切封ウハ書〕

烏丸大納言

板倉周防守殿

光廣

御報

〔二七〕 德川家康黑印狀

山城國田中村之内五拾石之事、宛行訖、全可院納者也、仍如件、

元和元年七月廿七日

(家康)  
(黑印)

淨花院

〔二八〕 德川秀忠朱印狀

山城國田中村之内五拾石事、任去元和元年七月廿七日

先判之旨、全寺納彌不可有相違者也、

元和三年七月廿一日

(秀忠)  
(朱印)

淨花院

〔二九〕 清淨華院靈寶之目錄

本山淨華院靈寶之目錄

一、過去七佛舍利

一、戒灌頂之寶瓶

一、釋尊稠糸之袈裟

右唐朝道遂和尚被傳佛法於傳教大師、爲證據以此

三種之法寶付屬大師者也、

京畿淨土宗寺院遺文(二)

一、天台菩薩戒儀、良惠真筆

并式目黑谷古本

一、慈覺大師入唐之時、從文殊菩薩慈覺傳受之袈裟

一、後白川法皇御筆彌陀之名號

一、淨土五祖御影、俊乘坊歸朝之時、奉元祖上人、少

康筆迹也、

一、金色之名號、元祖真蹟也

一、從上人入道熊谷給御筆狀

一、熊谷以聖光坊元祖被露狀

一、上人自作之守本尊

并代々付屬之記有

一、元祖御自作自蓮華

但末代證據記文在之

一、元祖自畫之鏡影像

一、元祖上人所持之念珠

但御代々天子御相傳、國師記在之

一、三部妙典、叡空真蹟也

但御代々法皇御持經、依爲勅願所在之

一、元祖御袈裟

一、同三衣一鉢

一、元祖上人御骨

一、聖光上人傳法之授手印、眞筆

一、向阿上人傳法之授手印、眞筆

一、惠照國師影像

一、國師往生至要決

一、國師御袈裟、拜受稱光院殿

一、良忠上人起語文

一、増上縁義、是心上人眞筆

一、是心鳴不動影像、木像在之

一、傳教慈覺護摩之炭舍利

一、來迎如來、惠心眞筆

一、善光寺如來、惠心眞筆

一、牛玉、後白川法皇行幸當院時、至庭上牛頭ヨリ此

玉出現、記在之

右淨華院什物、雖深秘襲而容易不能顯焉、如舊記目錄歷覽矣、特淨華院者勅願所也、故不堪辭讓、爲末代染禿臺者也、

慶安二丑<sub>(乙)</sub>年五月廿五日

四十三代之躰

良故(花押)

役者 松吟

是宗

良喜

〔三〇〕梅小路定矩書狀

(墨紙封ツ小書)  
「狩野縫殿助

梅小路三位」

先度宅間泣不動之繪一卷、被備法皇叡覽候處、御感被覺召候、世間希有之名畫候故、則其方令騰寫候様被仰出候處、早速遂寫功獻上候事、御機嫌不斜候、別而能相伺候御沙汰候、宅間眞筆者返被下候、珍奇永代之重寶、彌以可爲秘藏候也、

九月三日

定矩

書相渡候、謹而拜領可有頂戴候、彌真俗繁茂此時候、重而可被遂參内者也、

亥

十月三日

方丈

良故(花押)

〔三二〕 入江孝治書狀○折紙

口狀

勅願所

正覺寺長老

淨華院

今度泣不動尊之繪傳一卷、令寄附候、永當寺之可被秘寶藏候、此一軸之儀者、狩野永納所持候處、有子細當

家へ譲り受、年來納匿藏候得共、杏林院主依御取持令

奉納候、努々他論不可有候、若難遊之儀申輩於有之者、

何方迄も罷出、埒明可申候、以上、

入江内藏介

七月廿日

孝治(花押)

淨花院

御役者中

〔三三〕 良故上人書狀

已上「住持添狀文章」  
(別筆)

香衣出世之事、遂奏聞候所、忝成勅許被下御論旨并奉

〔三三〕 建内記拔書

建聖院内相府御記云 正長二年六月九日  
于時權大納言也

淨華院長老等照上人香衣着用事、爲門徒之懇款、予依當寺之由緒執申入之處、今朝三寶院准后披露、蒙裁許云當時云後代、一室之眉目此事也、時房執申之条無相違、面目此事也、今夕向門跡之時、准后承之、直罷向寺院、示住持觸門徒早、早令着用、可參室町殿之由指南了、此事廬山寺者西山之一流也、鹿苑院殿御代、勤渡唐御使之時、被聽香衣、于今住持之人着用也、淨華院者鎮西一流之正脉也、而依無扶持之人衣鉢似有勝劣爲上人上足之弟子、聖光上人之稟承、吳于他處、不便

之上、戒法又黑谷一流正統也、元應法勝已着之、是又參帝師之故歟、等照上人者稱光院御知識也、其奇尤重者哉、誰謂非據矣、彼是有存旨執申早、無爲自愛々々、

住持令迷惑、衆僧令歡喜者也、雖非可依衣裳、添世俗之信仰、爲勸若輩之稽古也、可云興隆之因緣者哉、前

住定玄上人、予叔父也、蒙每事之扶助、養育無比類、

聊似報彼恩者歟、………已下、略之、定玄上人者祖父御息、

先公御弟也、當住上人等照者、宗敷定門者敬法上人之弟子、

定玄上人之同寮也、戒法并住持附屬者、定玄上人之所

許授也、由緒之趣如此、………已下、略之、

同御記云

正長二年六月十二日丙戌天晴、參室町殿直垂大、有御對

面、淨華院長老香衣事、執申入之處、上裁無相違、忝

畏入之旨申入之、門徒面々畏申旨同申入之、早令着用

可參上之旨申了由言上了、時宜快然、喜悅之外無他、

三寶院准后消息、加銘送寺家、可爲後代之重寶之故也、

今日時房先參申、畏申候條可然候之旨、昨日申談候處、以九日々次、有彼書狀也、傳申賢長僧正之處、有直書者也、

三寶院准后伏淨華院長老香衣着用事、無相違之条、一宗之光華

諸人美談候歟、眞實々々珍重候、殊御執達之眉目、

旁吉兆千万候、兼又可被申入御禮事、尤可然候、

可被獻御劍事、可被略之条、宜候哉、事々猶以參

會可申承候、恐々謹言、

六月九日

万里小路大納言殿

三寶院准后消息如此候、加銘進置候、可爲寺門之重

寶候歟、今日時房參事、申談之處、可然之由指南候

間、參仕候、御沙汰之次第畏申入候、門徒面々畏申

候趣、同申入了、早々御着用可有參上旨言上候き、

旁快然珍重、歡喜之外無他候、事々猶期參拜候、恐

惶敬白、

六月十一日

時房

淨花院

侍者御中

依戒法之師匠禮節如此

〔二四〕 清淨華院由緒書

本山清淨華院記錄

勅願所淨花院尋藍幡、慈覺大師草創、鎮護國家之道場、顯密薰修の聖跡、禁中御持佛堂、寔覺大師其姓者壬生氏、野の下州都賀郡の人なり、昔登叡獄與傳教悅而、覺觀傳教の風儀、教は仁の見器量加鐘愛、教に以止觀大法之妙惠、亦弘傳三諦不生不寂の旨ヲ、日本將來内外典籍爲二無不學謂フ、于時承和二年、枕膝語曰、汝入唐求法せよと夢告ありタリ、夢中に何人ぞと問へハ、山王神主と告たりき、故に五年六月二十三日上第一船、七月二日唐國楊州着海陵縣、求法の後量三千大千世界智也、五臺山の道邃和尙、圓仁問訊す、于時淨

影寺授傳し、得念誦・經書・道具等五百五十九卷二十一種、帝都去歸本邦、其年春唐船從越州赴日本着太宰府、承和十四年丁卯圓仁表進所得經書、左大丞伴善男監護法支、仁壽元年文德天皇へ五臺山の以ニ念佛三昧之法、大裏にして説法せよとの勅許成被下たり、最參内於冷泉院南殿ニして念佛道場莊嚴結構して、彌陀如來の因位法藏の昔より正覺成等の今、始本無二の淨刹究竟し、誓願四十八共に成就説て、女人往生變反成男子の願まですみやかに説候時キは、土仙洞國母并簾中の貴女最哉、大臣諸卿不殘、一天下此旨に歸して彌陀の誓願不唱者なきと口遊しき、貞觀元年ニハ菩薩説けり、二季大皇太后藤順子受三摩耶戒、天長以後者叡山北磻にして結草庵屏居ス、然所に文德天皇勅シテ召シ出シ給ヒ、仁壽四年四月任延曆寺座主、余シ以後清和天皇御宇貞觀二季庚辰事始大門におひて四家大寺御建立可有御願勅定成給て、四家東大寺・興福寺・山門・三井四百八院一字に建込メ、本院號号清淨花院覺大師如法堂首楞嚴院

モ淨花院ニ立入タリ、清淨臺ヲ望ム故ニ清淨花院ト賜也

是勅号たり、院内地行之事者、上川崎より下秋野之町、貞觀五年癸未成就せり、

其冬本山移慈叡房、密印灌頂清淨臺場結構し、諸門徒引て同音に念唱阿彌陀の号不絶し、同六年季甲申初春

十四日、西方合掌シテ光明遍照の文唱、世界と云にうつり不給、端坐の儘にして寂後をとりき、歳七十一、

是は藤順子家の記文如本寫早ス、

本山涅槃院之同房

覺性房

御所御日記

入道本空

予高祖源空和尚記

高倉院御宇承安五季の春、元祖御歳四十三、北黒谷を出給て吉水に住し給、此山は聖蓮院殿山たり、慈鎮和

尚は九条家たり、故に月輪殿と御一家なるゆへに、東山を御あつけによりて住み給て、専修一行の念佛門を

ひらき、是をひろめ、是を行せし、たとへハ衆星の北辰に歸し、万流東海に宗するかことし、まれに道を問

者にハしめすに西方をおしへ、たまへ行を尋ぬる人にハさつくるに念佛を以てす、破戒罪根の出離爰に極

り、愚痴淺識の往生いまはしめてあらはる、むへなるかなや、我本因地以念佛心入無生忍今於此界攝念佛人

歸於淨と得、更に誰人かたのまむ、是則念佛往生の法を以て順次の出離を勤め給事は、近ハ二尊の御本意に

叶ひ、遠ハ十方の證誠を期す、専修のおしへハ在生の内に五畿七道にみち、一心一向の勤化在世の間に六十

餘州にあまねし、上人常に人々にむかひて唱へ給ひし文云、汝好持是語、持是語者、卽是持無量壽佛名と、

上人和し給へる詞ニハ、名號を聞と云フ共信せずハ聞かざるかことし、たとひ信すといふとも唱へすハ信せ

ざるかことし、唯々常に念佛すへしとそ仰せられる、抑天台山ハ桓武天皇の御願、傳教大師の草創、鎮護國

家の靈場、顯密薰修の聖跡也、大師權者の相承、化度

利生の方便は申に及ハす、千觀・惠心・僧實・寬印等(増)の道心者各々本宗をなけ捨て、一向に念佛の一門をひるめ、爰我か法然上人顯密權實の教釋をさしおひて、至ル所偏に本願稱名の出要を勸め給に、多ハ叡山の月より出て、樂邦の風を望み給へる、此化導を聞及む人誰か稱名の行に物うく、預往生のころをゆるくせんや、于時高倉天皇御受戒、同き歳の夏、上人を大内にめされて、一心の妙戒を授させ給ぬ、階下の卿相、簾中の貴女共に戒徳を貴、同し戒香に薰せずと云事なし、後白河法皇にして説戒往生要集御聽聞、後白河法皇院宣成給て、此度戒徳きこしめされけるに、昔天竺にしてハ佛法を説て中天宣示す一字不説の會坐も是かどの院宣たりき、次法住寺殿におひて往生要集談せしめ給に、往生極樂の教門ハ濁世末代の目足なり、道俗貴賤誰か歸せさらん物と侍りけるより、御心肝にめいして今始めてきこしめさるゝやうに御感涙はなはたし、仍而左京權大夫隆信の朝臣に仰て上人の眞影を圖して、末

代の規模に蓮花王院の寶藏におさめられける、故に仁和寺の法親王師範にめされける、八條院准后宮并殷福(富)門院・宣陽門院・七條院・大臣諸卿戒文の受者、念佛に歸依し給ぬ、ゆへに一天念佛の行者滿みてり、其上於三西門院ニ説戒の時ハ虵生レ天夏、上人七日説戒給時からかきの下に一の虵わたかまれり、更にはたらかすして聽聞の氣色あり、結願の日にあたりて此虵忽に死てけり、其頭ニツニわれて中よりも天人のごとくなる貴女顯れ出て、上西門院の房の傍に形を見せて、雲をはるかに登りけり、寔に聞法の得益ハ末代にもよらず、法然房の徳にあらずハいかてか如此奇瑞や、希代の美談なりとて時の人申あへり、法花經におひて龍女成佛の事は南方無苦世界に行て薩埵の引導によりて八歳の龍女成佛せり、今此龍蛇忽に説戒七日、其功徳深厚タリ、虵當座に天上の善果をとけたる事を、皆人不審して戒徳のふかきゆへか、法然上人の徳のゆへか、不思議なりけると申侍りき、ならひに建久九年正月よ

て述作也、

佛立惠照國師

正長二仲夏日

是ハ時房於禁中日次記寫  
シ万里小路家ニ在ル物也

門徒中

り以來、極樂の莊嚴化佛菩薩を拜見し給支常にあり、彼三昧發得の次第者自筆にしるし置給へるを、御存生の間ハ秘藏して世人にしらせ給す、没後にやうやく流布する所なり、高野山僧都明遍遁世後、号空阿彌陀佛、披見して隨喜の涙をなかしてけり、彼自筆の記曰、生年六十六、建久九年戊午正月二日、恒例の七日の念佛是を始て行に、一日明相少現して自然に甚明なり、二日ニハ水相現し自然に成就す、都て七箇日の中に瑠璃の地いさこあらはれ、二月四日の朝重て又現す、正月一日より二月七日に至ル迄テ、水相寶地寶樹寶池宮殿等の五觀現す、是則毎日七万遍の念佛不退の徳歟、昔於上西門院仙洞門跡准后宮々、最大臣諸卿共に上人を召請し給て説法の時、水精を觀念し給へハ水を涌し、火精觀念なし給へハ火を出シ給キ、是時御しやくをなけ給ひて上人を拜し給きなり、是ハ御堂家の記に慥に見へたり、源智勢觀房手跡寫す所なり、此當流直傳ハ選擇集と云文に極りたり、月輪殿下願主、顯光院にし

予者是後圓融院・後小松院・稱光院殿迄三朝の戒師たり、等照をあらため給ひて佛立惠照國師に成給時、乞願我元祖の源空大師に成給ふへきと達而遂奏聞タリ、雖然時傳奏上意の趣申出されき、法然の御房在世の本意、尼入道の無智の輩に同してと書留て、無極の道心者堅固たり、高倉院従本此御沙汰候て、望あらハ出世の儀、勅許成可被下與、御意の時も上人の被申きハ勅定・院宣そむきたてまつるに似たりといへとも、達而辭申されたり、此度等照より強而於御訴訟者、源空を天下大和尚無極道心者と勅定成被下す、此儀菩薩号より一かと勝にてありきと時の公家不殘申され候き、其上にて予ニハ佛立惠照國師を給なり、從今我宗門之紫衣香衣、此寺發りなり、末學徳ある者着用すへし、此

方丈者諸色御赦免の室也、從天下無論支、仍而如件、

正長二行夏日

惠照國師

万里小路時房記文寫草

普淨花院者慈覺大師草創也、清和天皇御勅願所なり、今時衰廢して千分一におとろへ、いにしへハ北白川川崎より南者秋野迄、西ハ大内裏につゝき東賀茂川隈迄テ、院内者四百院、寺領ハ都・鳥羽・山さき・伏見、町々は女中方のけはひところなり、是を女中る寄附せり、上よりハ宇治郷茶園迄御施入たり、天下より一國之内一郡一庄それゝに領地のほとにしたかひ給ひ、祈禱のために入置、國々記不殘雜草家(掌)にあり、四家の大寺の學領、右之内配分して取支アリキ、近キところなれハ、江州より志賀・高嶋つゝき寄符す、越前國符中・大野二郡、越中能州一庄一郷皆入たり、寺官領唯今ハ宇治茶園・伏見にも少分あり、丹波にも一庄二庄あり、且ゝ小目録、衆僧雜章を入て評定入支也、如

件、

正長二行夏日

惠照國師

院内中江

自然此寺退轉之時は三寶院殿江申達、其上公方へ達して、万里小路承觸寺町、寺の沙汰可被申事也、公方より御取次以、從上御建立之寺なり、如先規舊記・禁中日次ニ遂奏聞、御建立可相待事、出世之時茂方丈之沙汰、公方三寶院受御上意、万里小路寺町へふれ事をおさめ申事、專要ニ候、

正長二行夏日

惠照國師

是ハ家の記録なり

靈寶傳教慈覺兩大師渡シ給ふ第一三種、一釋尊伽梨衣、二過去七佛舍利、三戒灌頂之水瓶、是大師歸朝之時、從五臺山道遷受て渡給祭中御佛具、依是寺御建立御座して、寶物此寺へ入置給ひ、于今無相違可爲大事也、

正長二行夏日

惠照國師

予元祖法然上人所持道具不知數、亦夫上人自筆自作之

物は、第一金色名號、替の地の名號、御書七ヶ問答、

選擇集下書、顯光院より此寺江參候金剛寶戒血脉の譜、

戒儀叡山北礪黒谷の古本、大原對決の記、天下智識歸

伏の證文、明遍僧都へ示しの文章、慈鎮和尚と兩吟の

詩歌兩筆の物、天台四教名目、上人經論書籍亂本數卷

あり、聖光授手印良忠手跡亂てアリ、一枚之消息三紙

あり、聖光江遣シキ選擇下書あり、其上自作之阿彌陀

之像、不動、舍利、持蓮花自作也、忽而大支の靈寶、

箱之支ハ松林院・無量壽院此家に沙汰可申也、土藏ハ

不斷光院・智惠光院よりさはき可申也、江州坂本法藏

院書籍藏ハ觀音寺可守護也、從昔例如此、天台一代書

物藏七間四方、持來之道具皆以此藏にあり、寺官節々

法藏院へ可見舞者也、

正長二行夏日

惠照國師

忽而上人一代の自筆の支ハ、覺長入道依代官徳穿鑿以  
テ不殘入置物也、詩歌之本ハ我家に多ク預置也、覺長  
封の儘有也、

正長二行夏

惠照國師

其外勅筆の物、最靈物三十三種あり大事たり、目錄時  
房筆もあり

正長二行夏

惠照國師

三幅一つい唐物繪、一行の墨跡、徑山唐僧筆、我家よ  
り入置物也、

勅封の物は各別秘密の物也、

惠照國師

釋尊正覺の道具有ル山なれハ、四家の大寺一字中ある  
ゆへに、念佛興行之導師源空上人江淨花院御預の上、  
十二光院建立し給て、上人流罪の時迄、小松の御所此

寺かけて居給きなり、別而者上人開闢の寺なき事也、  
如き舊記ニ見合て可<sub>レ</sub>知者也、

正長二行夏日

惠照國師

大鐘ならずへからず、町人引導なき寺也、住持の廟を  
ハ池上可立、向阿の山也、向阿上人此寺住侶すきて池  
上にすミ給て詠歌あり、

池かみに我たに住はよし水の

なかれの末はたへしとそおもふ

となされたり、秀逸無比類御歌也、三部抄之作者、元  
三井寺の禪師、大機發明之先達たり、當院五世之和尙  
たり、

正長二行夏日

惠照國師

住持の支ハ上より御定を可待也、良忠御堂關白家也、  
尤元祖御慈母皇孫末也、身(柄)から能を住持に可定給也、  
寺僧ハ寺そたちならてハ内陳へ不入事ニ候、六位をか

けす候へハ御使の事ならず候、ゆへに地下ハならず候、  
予ハ是一門の端、時房は兄、上へ近きゆへに、出世被  
成下たり、如件、

正長二行夏

惠照國師

寺領且<sub>レ</sub>なからも都合し見れハ、今も物のなる事ハ  
俵數一山へ二万二千程ありと見へたり、小目錄雜章四  
人の家に記ハあり、大事ニせよ、

正長二行夏日

惠照國師

於一天下我念佛宗出世の始、其故如何たれハ後圓融院  
・後小松院・稱光院三朝迄御戒師範ゆへ、御衣折々膝  
行して拜領す、金地きむらん衣、出世して寺入の時ハ  
御衣を可被掛也、

建聖院内府之記于時大納言

正長二季六月九日

禁中日次之記錄

傳奏万里小路時房手跡寫

正長二季

六月日

惠照國師

同記文

正長二歲改曆號謂永享元已酉歲也異之

正長二季丙戌天晴、公方參室町殿直重有御對面、淨花院

長老紫衣香之事執申入之處、上裁無相違忝畏入之旨申

入早、早令着用可參上之旨申入候由言上畢又、時宜快

然、畏悅之外無佗、三寶院准后消息、加銘送寺家、可

爲後代之重寶故也、今日時房先參申畏申之條可然旨、

昨日申談之處、以日次彼有書狀也、傳申候、

賢長僧正之本二有直書者也

上ノ記旨

時房

三寶院准后之狀

淨花院長老紫衣着用更、無相違之條、一宗之光花、諸

勅願所淨花院等照和尚紫衣着用之事、爲門徒懇款、予  
依當寺由緒執申入之處、今朝三寶准后披露、蒙裁許之  
間、當時云、後代一室之眉目此更也、時房執申條無相  
違面目此更也、今夕向門之時、准后承之、直向寺院示  
住持觸門徒早、早令着用可參室町殿之由指南早又、御  
代勸渡唐之御使時被聽香衣、于今住持之人着用敷、夫  
亦淨花院者鎮西一流之根元正脉、源空舊跡也、無扶持  
之仁、衣鉢似有勝劣、爲上足聖光上人稟承、吳于佗所  
不便、戒法亦叡山之正統也、四家大寺、文應元毛法性毛  
已三着之、是亦夕參戒師故敷、等照三代之御師範也、  
最重キ者哉、誰謂服虛、彼是有存旨執申早、無爲自  
愛、住持令迷惑、衆僧令歡喜者也、雖非依衣裳、添世  
俗信仰若輩之稽古哉、前任定玄上人者予叔父也、蒙每  
年之扶助、養育無比類、聊似報彼恩者云、已下略之、  
定玄上人祖父御息、先公之御弟也、當住上人等照者敬  
法和尙大僧正之弟子、定玄僧正之同寮也、戒法并住持  
附屬者定玄所授也、由緒之趣如件、已下略之、

人之美談候歟、眞實々々珍重候、殊ニ御執達之眉目、  
旁々吉兆千萬候、兼又可被申入御禮之事、最可然候、  
可被獻御劍宜候哉、事々尙以參會可申承候也、謹言、

六月九日

三寶院准后

(A、)  
賢長僧正判

淨花院傳奏

万里小路内府號建聖院

三寶院准后消息如此候、加銘進置候、可爲寺門之重寶  
候歟、今日時房參事申談之所、可然之由指南候間、參  
仕候、御沙汰之次第畏入候、門徒面々ニ被畏申候趣同  
申入早、早々御着用可有參上之旨、言上候き、旁々快  
然、珍重歡喜之外無化候、事々猶期參拜候、恐惶敬白、

正長二季六月九日

時房判

勅願所

淨華院方丈

侍者中

帝皇依戒法師範之禮節如件

京畿淨土宗寺院遺文(二)

村上天皇淨華院御再興、其藍觴清和天皇爲御願給慈覺  
大師慈覺大師入唐承和五季戊午歲、實文七迄八百廿七歲  
ニナル、歸朝ヘ丁知、實文七迄八百十七歲ニナル歸朝以來御歸  
依、上御建立、四家大寺一山中ニ建而、以テ四家大衆  
天下御祈禱懈怠有間敷所、天災業歟、天曆五辛亥春、  
一山燒滅、殘十分三、同歲再始、次歲壬子御再建成就、  
事更以先御建立、御不足山門二王門中京建秋野通、毘  
沙門寶塔上京川崎、一切經藏新御建立、六波羅寺御建  
立、空也上人御草創、其次歲癸丑丹波穴穗觀音像淨華  
成、世尊入滅千九百二年目、二千歲之釋迦甲申二月一  
日ヨリ舍利會執行、此寺ニテ御追善行たり、圓融院御  
宇貞元丙子八月(白脱カ)十五未曾有大地震、本堂藥師如來像十  
二神共一物不レ殘失墜たり、此時茂如本禁中御再興、  
治承四庚子歲遷都福原御之時茂、福原へ從禁中御沙汰  
可有御座所ニ、都不動か、万代末迄茂院號殘候者、從  
上御取立之寺無紛所也、數度世亂之時燒失、百分一茂  
不殘、門徒院數八十三、十二光院者別院也、昔記日次、

万里小路家有ヲ寫置者也

正長二夏日

惠照國師

右佛立惠照國師之事者、万里小路家内大臣時房、稱光院仙洞ニハコシウト、三代之天子江戒師に立、惠照國師ニ成被下候、淨土念佛宗、正長年中迄ハ出世之儀無之處ニ、此等照上人ヨリ出世香衣紫衣之始タリ、出世之根本淨花院ニ相究者、於天下アラソヒ不可有之、若於違亂者、舊記出ノ、可盡疑滯、仍而如件、

正長二年

夏日

惠照

一山中

門徒中

淨華院第十世松林院栖賢安養院之等照住國師壽像贊

深ニ松林千歲根於黑谷ニ、刻ニ蓮社ニ於淨華ニ、上ニ

正覺場ニ成ニ正覺ニ、戒珠無レ瑕、安心起行欲レ生ニ我國ニ、

則我國不レ退、寶瓶貯ニハ功徳水ニ、獲ニ釋迦ニ、一朝

國師、恩衣色以映ニ肩上袈裟ニ、背ニ其法乳ニ者衆多、空群之龍種咸生ニ溼洼ニ、因誦ニ一偈ニ曰、

讚揚難レ盡等ニ河沙ニ

利劍光明笑ニ莫耶ニ

一到彌陀安養界

元來是我法王家

于時正長第二

六月九日

本紙曰文安三年正月十一日

從一位内大臣藤原朝臣時房

號建聖院

本院記文寫畢

私考

正長二歲ハ改元號謂永享元已酉歲也  
今至貞享元甲子歲既成二百五十六歲也

文安三丙寅歲今至貞享元甲子歲  
既成二百三十九歲也

維時元祿六歲次癸酉

初冬下浣五夜亥子丑三刻之間書留者也

蓮池堂

〔三五〕 清淨華院不動緣起

清淨華院不動尊緣起

夫以大聖不動明王ハ、外に忿怒の相を現し、内に慈悲のこゝろを極て、其所居なし、但衆生心想の中に住す、衆生界無邊なるか故に、法身の躰ひろし、法身の躰ひろきか故に、法界にあまねし、法界に遍ゆへに、無相をもつて躰としてしかも相あり、行者のこゝろにしたかふて、其形躰を現し給ふ、金剛智の利劍を執ては衆魔を斷し、金剛定の強縛を以ては結業を縛し、本體盧遮那久遠成正覺の大聖大慈甚深不可思議なり、こゝに當院に代々傳て一畫の不動の尊像まします、其靈驗ならふに類ひなし、往昔三井寺に智興といへる大徳あり、病にふして醫療すてにしるしあらず、其徒歎くにあま

りあり、時に安倍晴明陰陽の術をきわめ、死生の柄を權すと聞て、徒師の病を救んことをこふ、晴明日、法師のやまひ治しかたし、しかれども一の秘符を傳へり、若人をして師にかへは、我其ミちをこゝろむへしと云り、はしめ師の病を患る徒おほくして、われ師の命にかはるミちあらは、たれかかはらさらむやといひあへるに、まさしく安氏の詞を聞て、あしなへ身をしゝめて答るものなし、證空といへる弟子あり、思へらく、法の爲に身を捨るハ大士の常なり、況や師にかはりて死せん事いかてかしりそくへき、則安氏に其趣をかたりぬ、又云、われにとし老たる母あり、これに告すして死門におもむかは、ますゝ愁恨ふかゝらんか、今一たひまみえて後に心さしをとけんとして、母の所にむかひて有さまをかたりければ、母のいわく、とし既老て蕉沫の命旦暮にあり、たゞ汝をのミたのもしと思つるに、いかてかわれにさきたゝんや、命なかさのいとつらさよ、しかれども師にかはりて死せんとおもふ、

袖

もつとも勇勤なり、汝しすともわれを地下にわする、  
ことなかれと、空よるこひて寺に歸りぬ、安氏方術を  
ほとこせは、興の疾ハすみやかに愈て、空そのまゝお  
もきやまひを受けて、身いたつかわしく心せまりぬ、然  
に空とし比不動の尊像をもたり、此日夢にもあらず現  
ともなく、明王告て曰く、汝すてに師にかはれり、わ  
れも亦汝にかはらんとのたまひしかは、空感喜してつ  
らく尊像を拜し奉るに、疾のかたちあるに、て、涙  
のしたゝり眸にあり、空のやまひ即いへぬ、都人士女  
その靈驗を感じ、世擧て泣不動尊と稱り、眸を拜し奉  
るに、涙のあとあらたなるかことく今にうせず、抑此  
寺の實物なるかゆへは、當院五世の住持向阿是心上人、  
はしめは三井寺の住侶なりしに、一向專修の門に心さ  
し、此院に入て、禮阿上人に習學す、一山の衆徒くら  
きに灯を失ふことくにて、其跡をしたひて出るに、一  
首の哥を短冊に書て影向の松の枝にかけられたり、

おもひたつ衣の色ハうすくともかへらしものと墨染の

衆徒これをミて涙たもとをうるほして、寺に立かへり  
ぬ、向阿つねに此不動尊の畫像を信して奉持せるゆへ  
に、身をはなたす當院に持來りて、靈寶の其隨一とな  
れり、明王の威徳いまにいちしるし、此像は智證大師  
の筆となむいひ傳へ待へるなり

(方里小路)  
權大納言淳房

拜書

### 佛陀寺文書

〔一〕 後土御門天皇繪旨

佛陀寺爲勅願所、令相承山西山谷之法流、可奉祈明世

明時之聖祚者、

天氣如此、仍執達如件、

文明八年六月廿七日

(勸修寺)  
右中辨政顯

邦諫上人御房

〔二〕 後柏原天皇綸旨

佛陀寺數年退轉之事、叡慮歎思食處、再興之企、叡感餘不淺、依之令任住持職訖、彌成出來之思、可抽佛法興隆者、天氣如斯、仍執達如件、

永正五年六月廿六日

右中將

正孝上人御房

〔四〕 羽柴秀吉朱印狀○折紙

城州深草內貳拾六石事、宛行之訖、全領知可專寺役事、專一候也、

天正十三

十一月廿二日 (朱印)

一條

佛陀寺

〔三〕 可竹軒禁制

禁制

佛陀寺

一、軍勢甲乙人亂入狼籍事

一、寄宿停止事 付伐採竹木事

一、諸役申懸事

右條々堅被停止訖、若當手輩令違犯者、可被處嚴科由候也、仍下知如件、

享祿貳年十二月六日

可竹軒 (花押)

〔五〕 德川家康黑印狀

山城國深草之內貳拾六石之事、全可寺納者也、仍如件、

元和元年七月廿七日 (黑印)

一條

佛陀寺

〔六〕 德川秀忠朱印狀

山城國深草內貳拾六石事、任去元和元年七月廿七日先判之旨、彌不可有相違者也、

元和三年七月廿一日（朱印）

一條

佛陀寺

## 源聖寺文書

### 〔一〕 源聖寺縁起

#### 源聖寺縁起

それ法ひとりひろまらず、是をひろむる事、人にあり、人われと悟らず、さとりを得る事、かならず法による、此故に人法たかひに嘉敬せずんはあらし、爰に攝州西成郡大坂西寺町東營山西岸院源聖寺ハ、上古同郡の寺嶋にあり、その時ハ西岸寺といへり、すなハち寺嶋の名も此寺名によりてなのれり、寺の開基ハ深蓮社遠譽上人荷公和尚と申て、生國ハ奥州衣川何某の子なりけるか、繼母のねたみに懸り、三歳の比、父の隙をうかゝひ、乳母を語らひて、衣川にしつめらる、然る處に、

川下に流れ岸に打寄て、七日を經れとも死せず、川邊の漁夫、童子のなく聲を聞て立寄、ひろひ取て養育するに、その性かしこく、月日かさなるに隨ひて、智辨さとき事、こと人に替り、見る人感を催し、きくもの驚かぬハなし、よふやく七年を經る比に、父件の子細をつたへ聞て、養父もるともに招き寄られ、童子に向ひ仰けるは、汝ハ家を續へき尊長なれとも、繼母一旦のかりのいきとほりにしつミ、親子の中不和なれば、相續はかり難し、はやく俗を遁れ法師となりて、父か菩提をとふらひ、ミつらの解脱をも求めんにハしかしと、申されければ、童子ハ仰に伏して、それより常陸國瓜連淨福寺におゐて出家受戒し、一字を習へハ十字を知り、一儀を聞てハ多義に通し、螢雪讚仰の勤めはけしく、終に智道兼備の學匠となれり、世こそりて權化の示現かといへり、それより齡ひ六十に及び、慶長元年の春、父の言葉の忘れかたく、又世の無常の身にせまれば、ひそかに寺を出歩し、行脚斗藪の身と成て、

諸國を修行せられ、當國ニ足下を留め、寺嶋に草庵を結び、晝夜不臥にして、六時の勤行おこたらず、道心堅固なりければ、諸人その高德を感じ、貴賤群をなし、改て一字の堂となせり、時に東國より來り行業を西海の岸にいとなむ故に、東營山西岸寺と号し、本尊は安阿彌(扶麴)の彫刻、立身二尺五寸の彌陀の尊像を安置す、すなハち開山遠譽上人諸國行脚に身をはなだすもりあかめ給ふ尊體なり、大坂一亂の時には、遠譽この佛をおひ奉りて、北地の吹田川まで逃ゆきける處に、盜賊ともおりあひて、遠譽を劊とり、佛像を水中に投入けるか、川下に流れ波に漂へて、もどすみ給へる寺嶋の門前の岸に流れより、藻屑にうつもれていませり、然とも人更に是を知らず、それより天下太平にしつつけ、國家も安全に納りければ、遠譽ハもとの寺に立歸り居住せらる、時に濱川の鴈木の中より光明の耀きければ、諸人奇異の思ひをなす中に、遠譽ハすなハちこもくを拌わけ見給へるに、年來持念せられし本堂の靈像、嚴

然としておわせり、隨喜感嘆斜ならず、急き衣の袖に移し拘て、二度是を安置しけり、現にいまの本堂佛これなり、爰に元和年中に東照神君天下をおたやかに鎮め給ひて後、民家をゆたかに居せしめんと覺しめされ、散在せし寺院を一所に集め置しむ、此故にいま此地に移れり、然る時に遠譽おもへらく、いま寺地も替りければ、寺号山号を改めむとて、初の寺号を院号に用ひて西岸院と名付、また予ハ源空上人のミなもと湛へて吉水の流れをくむひしりなればとて、源聖寺と改めらる、宜なるかな、遠譽上人の化益、元祖源空上人にもひとしからんと諸人の歸敬せる事、その故あるをや、然れば爰に遠譽上人多年秘藏せられし一箇の羽釜あり、是ハむかし右大將頼朝公牧狩の時に、富士淺間の御神殿より靈夢の告有てあたへ給へる三足の御湯の釜なり、その故ハ、さしも嶮き富士山、谷峯はるかに隔たり、岩角するとしして、晝夜心身をなやまし、群勢もつかれ馬足もおとろへたるへきに、此釜の湯を用ひは、心

もすミ身も健になり、恙なからんとの神勅にまかせ、戴き用ひける時に、釜より出る温湯ハ甘露とやいはん、諸人味ひになつミ愛をなして、數奇このミ、つかれを忘れ、勢をまし、命をつなく藥湯の出たる釜なり、開山の父、先祖より傳來せしか、遠譽を出家相續せしめ、長命にして化導永からしめんとの芳心によりて、是をゆつり給ふなり、此釜いまに當山什物の隨一なり、開山の由緒とこの釜の事ハ、京童跡追といふ書にくハしくのせて、世に流布す、開山在世の時、ミつから赤栴檀にて二刀三禮に彌陀の尊形を造り、繼母の方へ送らる、その故ハ、今われ出家相續せしハ、ひとへにこれ母のねたみの因縁による、然る時ハ母ハ我ためにハ善知識なれば、怨をひるかへして謝徳の情をのへ、佛道に入しめて一佛淨土の結縁をなさしめんとの方便なり、又自作の眞影を残して當寺に存在せり、開山在世の比、藤澤の遊行上人とも法中のちなみふかく、出離の一大事など底意なく語りあひ、入魂他にことなり、是に依

て、かの代々の上人その跡をしたひ、回國修行に大坂來臨の時ハ、かならず當山を宿坊として化益をなし、詩歌をも残せし化縁年ひさし、爰に遠譽上人はるゝと思ひし年の末の松も、やすく越ぬる老の波なれば、元和四年臘月朔日に天年すてに逼り、正念に安住して十念を具足し、寂然として息たえぬ、時に行年八十九なり、見聞の道俗みな隨喜の涙を落さぬハなし、今若むしたる遺廟なを存す、寶永五年に至りて九十五の春秋を経たり、誠に道心堅固にして智慧深遠なりけれハ、虎の角を戴くかことし、自行化他そなハリたれば、生蓮花中あにはるかならむや、しかれば舊記ニのする文字かなのつたなきを、今あらためて、後世の龜鏡にそなふ者也、

于時寶永五戊子天孟秋念五日

源聖寺現住淨譽比丘 謹白

寛政六甲寅の春、大和巡行の折から、浪華源聖寺

へ宿りぬ、彼寺の開山遠譽上人縁起など見侍りけ

れハ、法然上人の源のなかれをくむ聖りなれハ、

寺を源聖寺と名となんしけれハ、念佛の行者四修

かくる事なかれと御教誡あらせ給ひけれハ、吉水

のなかれをくむ聖りは四修策勵怠らす、稱名の聲

に隨きたる決定往生の心行をはけむへきものなり、

華頂山五十九世前大僧正實譽(興志)

恭敬修

世にこゆる佛の御名を呼聲ハ心にしみてたうとかりけり

無餘修

あみた佛といふより外ハ難波菅すけつゝたこそ御名ハ

唱へめ

無間修

朝夕につまいるすゝの隙もなくあみた佛の迎へをそま

つ

長時修

出る息のかへらぬ聲の露の間の身を蓮の花に宿とき  
ん

聖阿攝光七十九歳書

(印)

